

香簞保育園 重要事項説明書

令和6年版

保育の提供の開始にあたり、当園に入園される方に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 みおつくし福祉会
所 在 地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 市立社会福祉センター内
電 話 番 号	06-6765-5611
代表者氏名	理事長 田丸 卓嗣

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	香簞保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市西淀川区御幣島 5-10-26
連 絡 先	電話番号 06-6473-2890 FAX 06-6473-2957
管 理 者	園長 内藤 洋子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 13人 1歳児 19人 2歳児 25人 3歳児 31人 4歳児 31人 5歳児 31人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 68人 満1歳以上満3歳未満の児童 32人 満1歳未満の児童 1人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日
事 業 所 番 号	2710051005124

3 施設の目的・運営方針

(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「児童」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

- (3)「当園」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4)「当園」は、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		894.94㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建
	延べ面積	739.97㎡
園庭		289.83㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	ほふく室も含む
保育室	5室	りす組(満1歳児クラス)うさぎ組(満2歳児クラス)ぞう組(満3歳児クラス)きりん組(満4歳児クラス)らいおん組(満5歳児クラス)
事務所・医務室	1室	
調理室	1室	
トイレ・沐浴室	3室	
プール		2階
プレイルーム	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

(3) その他保育に係わる行事等

6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲) 4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	職員及び業務の管理、法令等を遵守させるための指揮命令、児童を全体的に把握し、業務をつかさどる。	1	1		

主任 保育士	地域や利用乳幼児の保護者に対する子育て支援、施設長を補佐し、保育内容について保育士を統括する	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	20	11	9	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	1	1		
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	1	1	1	
嘱託医	年に2回の内科検診及び相談、年に1回の歯科検診及び相談	2			2

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

なお、行事等によっては、家庭で保育をお願いすることがあります。日程は、事前にお知らせします。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係わる保育時間

平 日 7：30～18：30

土曜日 7：30～18：30

保育標準時間認定に係わる支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7：30から18：30までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前

にお知らせ致します。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8:00から16:00までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前にお知らせいたします。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7:30から8:00まで又は16:00から18:30までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。

なお、行事や厨房の清掃等によってお弁当のご協力をお願いすることがあります。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9:30頃	11:00頃	15:00頃	
1歳児	9:30頃	11:15頃	15:00頃	
2歳児	9:30頃	11:20頃	15:00頃	
3歳児		11:30頃	15:00頃	
4歳児		11:40頃	15:00頃	
5歳児		12:45頃	15:00頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応(医師の記入による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票」が必要です)

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギーなど、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	福田診療所
医院長名又は医師名	福田 弥一郎
所在地	大阪市西淀川区歌島1-11-3
電話番号	06-6471-3200

(2) 歯科

医療機関の名称	小倉歯科医院
医院長名又は医師名	小倉 康義
所在地	大阪市西淀川区御幣島6-11-8
電話番号	06-6473-9074

(3) 入園時及び少なくとも年に2回は児童に対して、内科検診を行います。また、1年に1回歯科検診を行います。その結果をお知らせします。

15 緊急時の対応

- (1) 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は近隣の医師、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び児童の保護者等に連絡するとともに、速やかに必要な措置を講じるものとします。
- (3) 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (4) 児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとします。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、安全管理マニュアルにより対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回以上実施します。(地震・防犯含)

当園における警報発令、地震発生時等の対応について

暴風警報等発令時	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発表された場合、原則として休園します。 ・開園後に発表された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。 ・高潮に関する大阪府 市からの早めに避難の呼びかけがあった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発令され、避難区域に該当した場合は休園します。 ・開園後に発令された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。

地震発生時	<p>大阪市内 24 区のうちいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発生した場合、原則として休園します。 ・開園後に発生した場合、発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合、翌日は休園します。
津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育園では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発令された場合、原則として休園します。 ・開園後に発令された場合、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 <p>【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p>
その他	<p>災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、感染症が発生した状況等により保育所の運営ができない（十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支障をきたす等）時は休園する場合があります。</p>

- (1) 警報が 12 時 00 分までに解除された場合は解除 2 時間後から保育を行います。（職員の確保と安全確認に時間が必要なため）
ただし警報解除後も公共交通機関の運行状況により、職員が出勤できない場合は休園する場合があります。
- (2) 午前 8 時 00 分までに警報が解除されたら、給食はあります。
午前 9 時 00 分までに解除されない場合は、お弁当を用意してください。
- (3) 建物等の被害状況によって上記から変わる場合があります。休園や保育再開については園からのアプリの一斉配信で発信しますので必ずご確認ください。

台風や災害による公共交通機関の計画運休や、台風通過後・地震後の公共交通機関の運行状況により休園する場合があります。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1)年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2)虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 菅波明美 各務伸子 ・ご利用時間 随時 ・電話番号 06-6473-2890 F A X 06-6473-2957 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	近藤 遼 電話番号 06-6761-1171 大阪市私立保育園連盟会長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター・AIG 賠償責任保険
保険の内容	施設賠償責任保険、行事保険

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	7人	5人	6人
1歳児	18人	18人	15人
2歳児	23人	23人	20人
3歳児	26人	25人	26人
4歳児	26人	28人	23人
5歳児	24人	25人	25人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	有	有
自己評価の実施状況	毎年度実施	無 公表無

22 保健衛生

- (1) 予防接種は、できるだけ入所までに受けておいてください。特に結核健診（BCG）は入園までに受けておいてください。
- (2) 感染症に罹られた場合は、治療の上、医師の意見書（園にあります）を提出してから登園してください。
- (3) 当園で発熱された時は、37.5 度になりましたら保護者に連絡しますので、できるだけ早く迎えに来てください。
また、発熱はなくても元気がない・嘔吐・下痢などの症状がある場合は症状により連絡させていただく場合があります。
- (4) 薬を持参される場合は、必ず職員に 1 回分の薬と連絡票を所定の袋に入れて手渡してください。薬は医師が処方した薬に限ります。
薬はできるだけ朝・夕の服用にできるようにお願いしてください。

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
秘密保持	当園の日常や行事等を撮影した動画写真等は、ご家庭で鑑賞される場合は構いませんが、SNS 等不特定多数の閲覧が可能な媒体への掲載を禁止します。 許可を得ずに掲載し問題が生じた場合、当園は一切責任を負いません。

24 子ども・子育て支援法第 39 条 第 3 項 第 5 項により公表・公示された旨なし

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	2号認定を受けた子どもに係る幼児主食費	月額 1,100 円
副食費	3～5 歳児	月額 4,500 円
延長保育料	保育短時間認定（8時間認定）の方で、8時以前又は16時以降の保育を希望する場合の保育料 <u>※事前の申請が必要です。</u>	30分毎・・・2,000円 1時間・・・4,000円 2時間・・・8,000円 (全て月額)
超過保育料	各認定による保育時間を越えた場合の保育料 (15分毎)	1回 300円
遠足代	遠足に係る交通費・入館料・お別れ遠足バス代金など 昨年度の代金を計上していますので金額は多少変動します。	0歳児 なし 1歳児 1,100円 2歳児 1,300円 3歳児 1,420円 4歳児 2,198円 5歳児 4,410円
体操服・保育用品	各児童で使用する文具や体操服などの費用 右表は入園時の金額です。 進級時は持ち物を継続利用しますので右記金額より下がります。	0歳児 4,420円 1歳児 4,420円 2歳児 20,320円 3歳児 17,830円 4歳児 19,990円 5歳児 20,530円
キャンプ代金(5歳児)	一泊保育にかかる費用	6,000円
アルバム代(5歳児)	卒園アルバム代・卒園証書代金	10,000円
体育遊び講師代金	3.4.5歳児のみです、希望されない方は申し出てください。 指導料を当該年度の子どもの人数で割ります。 端数は園で負担します。 金額は昨年実績です。指導料の変更などにより金額は変わります。	1回 1,000円程度
保険料	日本スポーツ振興センター保険料	年額 375円
保護者会費	保護者会運営に係る費用	半期ごと 1,500円

※体操服・保育用品・アルバム代・絵本代は業者の提示額です。

キャンプ代金・遠足代金は令和5年度の実績額を提示しています。

2 超過保育に係る利用者負担

各認定による保育時間を越えた場合は15分毎に超過保育料をいただきます。

保育標準時間認定(11時間保育)の方・・・お迎えが18:30を過ぎた時

保育短時間認定(8時間保育)の方・・・登園が8:00以前になった又はお迎えが16:00を過ぎた時

※延長保育を申し込まれた方は、申請時間を越えた場合に超過保育料をいただきます。

※1日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、越えた時間を合算して超過保育料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。御理解とご協力をお願いします。

3 徴収方法

- ・主食費・副食費(3.4.5歳児クラス)
- ・延長保育料、超過保育料、遠足実施時の電車賃や入館料・観光バス代金
月末に計算をして、前月の保育認定時間を超えた分を徴収します。
- ・その他の費用(遠足代金(入館料、電車代、観光バス代、5歳児のみキャンプ代、アルバム代、卒園証書代)

その都度徴収金のお知らせをアプリ内で掲示しますので確認の上、20日までに指定の口座に入金してください。

※ゆうちょ口座をお持ちでない方、その他振替ができない方などはお知らせください。個別に応じます。

各金額の引き落としの際の通帳記入をもって領収印となりますので、改めての領収書の発行はいたしません。必要な方はお申し出ください。

4 その他

上記の1以外に徴収が必要な場合は、事前に御連絡致します。